

三 51の2.2 (a)中「発明者が出願することを国内法令が要求しない場合には、並びに(b)及び(c)を削り、(a)をの(2.2)に改め、(i)中「(i)の下に」ただし、発明者であることについての宣誓又は申立て(2.1)を含む書類を除く。」を加え、(iii)の次に(iv)として次のように加える。

(iv) 発明者であることについての申立てが(4.17)の規定に従って願書に記載されているとき又は指定官庁に直接提出されたときは、発明者であることについての宣誓又は申立てを含む書類又は証拠(2.1)の(a)(iv)を削り、(a)をの(2.5)に改める。

五 90の2.5 (a)中「、(b)の規定に従うことを条件として、及び(b)を削り、(a)をの(2.5)に改める。

○財務省告示第三百九十四号  
関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十四年度の初日から平成二十四年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項目に合計した輸入数量を次のように告示する。  
平成二十四年十二月二十八日  
財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十四年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項目に合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	一・〇トン
二	〇トン
三	二四トン
四	一八、二二トン
五	一、一三五トン
六	八トン
七	一七トン
八	二二トン
九	二七、〇八八トン
一〇	四、九九九トン
一一	一〇、〇九四トン
一二	五二、四六五トン
一三	四、一六八、二二トン
一四	八五九、九九〇トン
一五	三三〇、〇〇二トン
一六	三四四トン
一七	八、一四九トン
一八	一〇六、五五四トン
一九	一一、三八七トン
二〇	八六六トン
二一	二八五トン
二二	一五、〇六四トン
二三	六六六トン
二四	三、七七一トン
二五	一三三トン
二六	〇トン
二七	二、九九九トン
二八	九、三三二トン

○財務省告示第三百九十五号  
関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十四年度の初日から平成二十四年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。  
平成二十四年十二月二十八日  
財務大臣 麻生 太郎

平成二十四年度の初日から平成二十四年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉 十四万九千五百三十九トン  
二 冷凍牛肉 二十万六千三百四十四トン

○財務省告示第三百九十六号  
関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十四年度の初日から平成二十四年十一月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 豚肉等 四十八万三千三百九十九トン  
二 生きている豚及び豚肉等 四十八万三千三百四十七トン

○財務省告示第三百九十七号  
関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六第一一項目に係る物品についての平成二十四年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように告示する。  
平成二十四年十二月二十八日  
財務大臣 麻生 太郎

平成二十五年一月一日

○財務省告示第三百九十八号  
租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第十八条の四第三項及び第四項並びに第三十九条の二十二第二項及び第三項の規定に基づき、個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第二十八条第一項第五号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件(昭和五十七年七月大蔵省告示第六十四号)の一部を次のように改正する。  
平成二十四年十二月二十八日  
財務大臣 麻生 太郎

別表社団法人配合飼料供給安定機構の項中「東京都港区虎ノ門二丁目四番一号」を「東京都中央区中央五丁目八番一号」に、異常補てん積立基金を「異常補填積立基金」に、又は平成二十年九月二十四日から平成二十二年三月三十一日」を「、平成二十年九月二十四日から平成二十二年三月三十一日まで又は平成二十四年九月二十八日から平成二十五年三月三十一日」に改め、同表生命保険契約者保護機構の項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

○財務省告示第三百九十九号  
出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件(平成二十三年十二月財務省告示第四百十七号)の一部を次のように改正し、平成二十五年一月一日から適用する。  
平成二十四年十二月二十八日  
財務大臣 麻生 太郎

三十九中「一〇、〇〇〇リアルにつき本邦通貨七七円」を「一〇、〇〇〇リアルにつき本邦通貨三四円」に改める。  
六十中「一 スーダン・ポンドにつき本邦通貨三〇円」を「一 スーダン・ポンドにつき本邦通貨一四円」に改める。  
八十中「一、〇〇〇クワチャにつき本邦通貨一七円」を「一 クワチャにつき本邦通貨一七円」に改める。  
百三十一の次に次のように加える。  
百三十三 サモア通貨 一 サモア・タラにつき本邦通貨三五円